

## 第52号議案

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年亀岡市条例第22号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年2月19日提出

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年亀岡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、家庭的保育施設等に配置を必要とする栄養士に加えて、管理栄養士も同等の要件を満たすものとして規定整備を図ること。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行すること。